

税制優遇を活用した 設備投資のチャンス

生産性向上設備投資促進税制

即時償却または税額控除 5%

※税額控除額は、当期法人税額の20%を上限

[平成26年1月20日から平成28年3月末日まで]

特別償却50%もしくは税額控除4%

[平成28年4月1日から平成29年3月末日まで]

中小企業投資促進税制(上乘せ措置)

即時償却または税額控除 10%

※税額控除10%は個人事業主・資本金3,000万円以下の法人が対象です。

[平成26年1月20日から平成29年3月末日まで]

資本金3,000万円超1億円未満の法人は
税額控除7%となります。

- ① 一括償却時のメリットなど税制優遇の自社の具体的なメリットは貴社顧問税理士にご相談ください。
- ① 証明書の発行には、手数料がかかります。
- ② 証明書の発行に関するお問い合わせは、
at_seisansei@at41.aisantec.jpまでメールでご照会願います。

資本金3,000万円未満の法人・個人事業主の皆様

中小企業投資促進税制(上乗せ措置)がご利用いただけます
即時償却もしくは取得価格の10%の税額控除

測量CADシステムをご検討の場合は、以下製品が対象

「WingNeo INFINITY Ver.4」

単体製品30万円以上で

年間購入価格が70万円以上

(例) 登記支援セットを120万円でご購入の場合、

税額控除メリットは最大120,000円

資本金3,000万円超1億円未満の法人の皆様

中小企業投資促進税制(上乗せ措置)がご利用いただけます
即時償却もしくは取得価格の7%の税額控除

測量CADシステムをご検討の場合は、以下製品が対象

「WingNeo INFINITY Ver.4」

単体製品30万円以上で

年間購入価格が70万円以上

(例) 登記支援セットを120万円でご購入の場合、

税額控除メリットは最大84,000円

資本金1億円超の法人の皆様

生産性向上設備投資促進税制がご利用いただけます
即時償却もしくは取得価格の5%の税額控除